

ふくい働き方改革推進協議会設置要綱

1 目的

人口減少社会が到来する中、地方創生やワークライフバランスの視点も踏まえながら、女性、高齢者をはじめすべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人ひとりの潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要となっている。

そのためには、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など働く者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進していくことが求められている。

こうした働き方改革を推進していく上での課題等について、地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置し、地域や仕事の実情に応じて、特に中小企業における働き方改革への取組が円滑に進むよう、福井県における働き方改革を推進することを目的とする。

2 構成員

次の機関・団体とする。

使用者団体	福井県経営者協会 福井県商工会議所連合会 福井県中小企業団体中央会 福井県商工会連合会
労働組合	日本労働組合総連合会福井県連合会
行政機関	近畿経済産業局 福井県 福井労働局

なお、必要に応じて、他の関係者を出席させることができるものとする。

3 庶務等

協議会の庶務は、福井労働局雇用環境・均等室において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、協議会で定める。

附則 本要綱は、平成27年11月13日から施行する。

附則 本要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附則 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 本要綱は、平成30年11月14日から施行する。